

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Seacastle Singapore Pte. Ltd（シーキャスル シンガポール ピーティーイー・リミテッド） 代表取締役Tang Koon Heng（タン クーン ヘング）
【住所又は本店所在地】	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051（60レーバーロード、#11-37パヤレーバースクエア、シン ガポール 409051）
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年5月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	GFA株式会社
証券コード	8783
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（海外法人）
氏名又は名称	Seacastle Singapore Pte. Ltd（シーキャッスル シンガポール ピー ティーイー・リミテッド） 代表取締役Tang Koon Heng（タン クーン ヘング）
住所又は本店所在地	60 Paya Lebar Road, #11-37, Paya Lebar Square, Singapore 409051（60パ ヤレーバーロード、#11-37 パヤレーバースクエア、シンガポール 409051）
事務上の連絡先及び担当者名	松尾 聖海
電話番号	090-1558-8188

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.23
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年5月13日
訂正箇所	2025年5月15日に提出した変更報告書に不備があったため下記のとおり訂正訂 正いたします